

## 議案第49号

### 鳥取県屋外広告物条例の一部改正について

次のとおり鳥取県屋外広告物条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

#### 鳥取県屋外広告物条例の一部を改正する条例

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」と

いう。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(除却義務)  第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、 <u>又は</u> 第9条の2の規定により許可が取り消されたときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。	(除却義務)  第7条の4 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、 <u>若しくは</u> 第9条の2の規定により許可が取り消されたとき、 <u>又は</u> 広告物の表示 <u>若しくは</u> 掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。第10条に規定する期間が経過した場合も、同様とする。
<u>2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間内であっても、当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。</u>	

3 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項若しくは第2項の規定若しくは第3条第3項（第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 略

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 略

(違反等に対する措置)

第8条 知事は、第2条、第3条第1項、第4条第1項、第7条の3若しくは前条第1項の規定若しくは第3条第3項（第3条の2第4項又は第4条第2項において準用する場合を含む。第9条の2において同じ。）の規定により許可に付した条件（以下この項において「条件」という。）に違反した広告物を表示し、若しくはこれらの規定若しくは条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 略

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反して屋外広告業を営んだ者

附 則

1～6 略

(1)及び(2) 略

(3) 第10条の15第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

附 則

1～6 略

(この条例の失効)

7 この条例は、平成23年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関する必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第7項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表33の項中「第7条の4第2項」を「第7条の4第3項」に改める。